

(案)

令和7年度版

# 環境白書

---

～令和6年度 年次報告書～

犬山市の環境の現状と環境の保全等に関する施策

犬山市 編

# 令和7年度版 環境白書 目次

|   |    |
|---|----|
| 序章 犬山市環境白書の概要                               | 1  |
| 第1章 犬山市の概要                                  |    |
| 1-1 立地                                      | 1  |
| 1-2 地勢                                      | 1  |
| 1-3 交通                                      | 1  |
| 1-4 人口                                      | 1  |
| 第2章 犬山市の環境行政                                |    |
| 2-1 施策                                      | 2  |
| 2-2 機構                                      |    |
| (1) 組織                                      | 4  |
| (2) 事務分掌                                    | 4  |
| 2-3 環境保全のあゆみ                                |    |
| (1) 沿革                                      | 5  |
| (2) 令和6年度の行政の主な取組み                          | 11 |
| 第3章 環境施策の実施状況と環境の現状（第2次犬山市環境基本計画の進捗）        |    |
| 基本目標1 里山の恵みを守り育てるまち ～自然共生社会の実現～             | 19 |
| 基本目標2 限りある資源を有効に利用するまち ～循環型社会の実現～           | 22 |
| 基本目標3 安心して快適に暮らせるまち ～安全・安心社会の実現～            | 24 |
| 基本目標4 地球環境に配慮したくらしを实践するまち ～低炭素社会の実現～        | 28 |
| 基本目標5 協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち<br>～環境保全活動の拡大～ | 31 |
| 巻末 参考資料（犬山市環境基本条例・第2次犬山市環境基本計画 抜粋）          | 35 |

## 凡 例

- ◆ 年（年度）の表記は、原則として和暦を使用しています。
- ◆ 「年」とあるものは暦年（1月から12月）を、「年度」とあるものは会計年度（4月から翌年3月）を指しています。
- ◆ 「第3章 環境施策の実施状況と環境の現状」の各基本目標にある【関連環境データ】は環境白書資料編に掲載しています。

## 序章 犬山市環境白書の概要

犬山市では、犬山市環境基本条例（平成14年条例第4号）のもと、様々な環境に関する施策に取り組んでおり、令和3年度からは「第2次犬山市環境基本計画」に基づき、時代の潮流と犬山市の現状に合わせた施策や事業を展開しています。

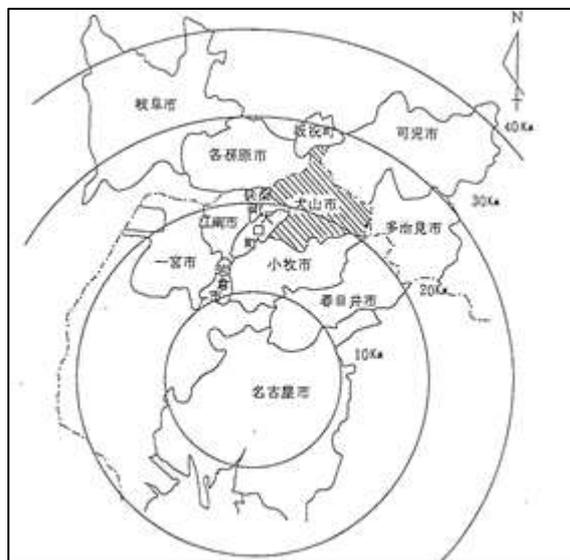
これらの施策や事業の実施状況について、犬山市環境基本条例第10条に基づく年次報告書として、令和4年度から「犬山市環境白書」として公表しています。

「令和7年度版 犬山市環境白書」は、令和6年度における各種環境施策の実施状況や令和7年度における各種環境施策の実施方針や計画、環境測定の結果による市内の環境の現状等について取りまとめ、市民のみなさんに報告するとともに、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の進捗状況を把握し、検証するための資料とします。

## 第1章 犬山市の概要

### 1-1 立地

- ・名古屋の中心部から北へ約25 kmに位置し、岐阜県との県境に位置しています。
- ・南は小牧市・春日井市、西は大口町・扶桑町、東は岐阜県可児市・多治見市に接し、北は木曾川を隔てて岐阜県各務原市、坂祝町にそれぞれ接しています。



### 1-2 地勢

- ・市域は総面積74.90 km<sup>2</sup>で、北側を清流木曾川が流れ、木曾川扇状地の頂上部にあたり、標高30~50mの沖積低地と台地からなる西部から南部にかけては市街地や農地として利用され、東部は標高130~200mの丘陵地となっています。

### 1-3 交通

- ・名鉄犬山線（犬山遊園駅、犬山口駅）、小牧線（羽黒駅、楽田駅）、広見線（富岡前駅、善師野駅）の3鉄道路線が犬山駅で結節し、合わせて7駅が設置されています。
- ・主要幹線道路である国道41号が東西に横断しているほか、名神・東名高速道路の小牧インターチェンジ、中央自動車道の小牧東インターチェンジ、東海環状自動車道的美濃加茂インターチェンジや東海北陸自動車道の岐阜各務原インターチェンジからも近い位置にあります。

### 1-4 人口（各年3月31日現在）

| 年度   | 区分 | 世帯数    | 人口     |        |        | 1世帯あたり人口 | 人口密度<br>(1km <sup>2</sup> あたり) |
|------|----|--------|--------|--------|--------|----------|--------------------------------|
|      |    |        | 総数     | 男      | 女      |          |                                |
|      |    | 世帯     | 人      | 人      | 人      | 人        | 人                              |
| 令和2年 |    | 31,300 | 73,665 | 36,646 | 37,019 | 2.4      | 983.5                          |
| 令和3年 |    | 31,497 | 73,268 | 36,403 | 36,865 | 2.3      | 978.2                          |
| 令和4年 |    | 31,381 | 72,693 | 36,100 | 36,593 | 2.3      | 970.5                          |
| 令和5年 |    | 31,682 | 72,331 | 35,881 | 36,450 | 2.3      | 965.7                          |
| 令和6年 |    | 32,042 | 71,067 | 35,252 | 35,815 | 2.2      | 948.8                          |

【引用】 1~3 第6次犬山市総合計画（参考資料）、1-4 市HP（統計、データ集）

## 第2章 犬山市の環境行政

### 2-1 施策

本市の環境行政は、犬山市環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全や創出に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取組みを明示するものを「第2次犬山市環境基本計画（2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度）」）として定め、各種の環境施策を推進しています。

また、この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「犬山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく行動計画を包含した計画と位置付けています。

2021年（令和3年）2月には、2050年の温室効果ガス排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明し、脱炭素に向けた取組みを進めています。

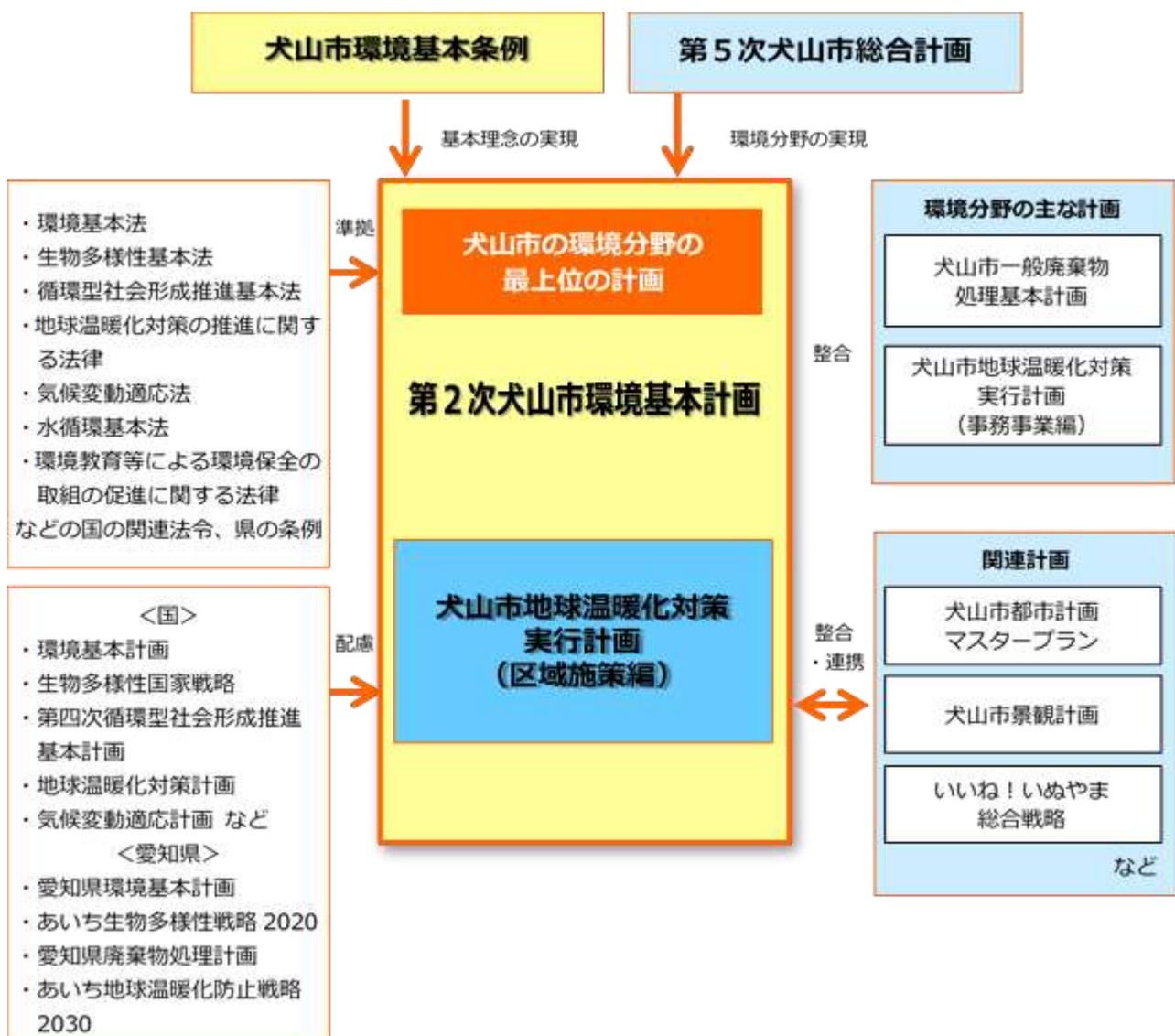


図1 環境施策の枠組みイメージ

【引用】第2次犬山市環境基本計画

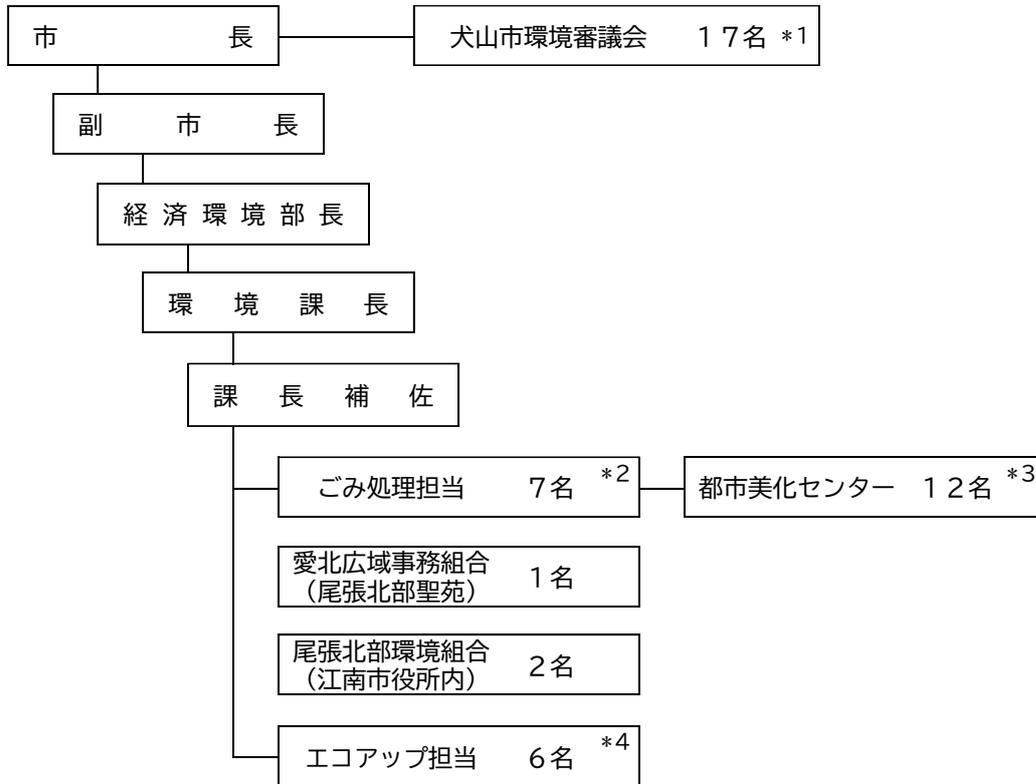
| 目標とする環境像<br>里山の自然と暮らしが調和した 住み続けたいまち 犬山                                     |                       |   |
|--|-----------------------|---|
| 基本目標   | 個別目標                  | 施策  |
| 1 里山の恵みを<br>守り育てるまち<br>～自然共生社会の実現～   | (1)里山の保全              | ①里山（洞）の保全<br>②農地、森林・里山林の保全<br>③ため池・河川、水辺の保全・活用  |
|  | (2)生物多様性の保全           | ④動植物の生息・生育環境の保全<br>⑤生物多様性の保全に向けた普及・啓発   |
|  | (3)健全な水循環系の構築         | ⑥ 健全な水循環系の維持・回復に向けた<br>取組の推進<br>⑦ 良好な水環境の維持   |
| 2 限りある資源を<br>有効に利用するまち<br>～循環型社会の実現～                                       | (4)3Rの推進              | ⑧ 食品ロス等ごみの発生抑制に向けた<br>普及・啓発<br>⑨ 再資源化の推進と脱プラスチック<br>⑩ 適正なごみ処理体制の確保                      |
| 3 安心して快適に<br>暮らせるまち<br>～安全・安心社会の実現～  | (5)安全・安心な生活環境の<br>保全  | ⑪ 公害防止対策の推進<br>⑫ 監視、測定の実施<br>⑬ まちの美化・不法投棄対策の推進<br>⑭ 公園の整備・維持管理、緑化の推進<br>⑮ 桜の維持管理と遊歩道の活用 |
|  | (6)気候変動適応策の推進         | ⑯ 自然災害対策の推進<br>⑰ 健康被害対策の推進  |
| 4 地球環境に配慮した<br>くらしを実践するまち<br>～低炭素社会の実現～<br><br>(犬山市地球温暖化対策<br>実行計画【区域施策編】) | (7)省エネルギーの推進          | ⑱ 家庭の省エネルギーの促進<br>⑲ 事業者の省エネルギーの促進<br>⑳ 公共施設の省エネルギーの推進                                   |
|  | (8)再生可能エネルギーの<br>利用促進 | ㉑ 再生可能エネルギーの適切な導入の促進  |
|  | (9)低炭素型まちづくりの<br>推進   | ㉒ 省エネルギーに配慮した建物・設備への転換の<br>促進<br>㉓ 環境負荷の少ない移動の促進  |
| 5 協働による環境活動の楽<br>しさを<br>未来に伝えるまち<br>～環境保全活動の拡大～                            | (10)環境に配慮した行動の<br>実践  | ㉔ 環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイ<br>ルの実践に向けた普及・啓発   |
|  | (11)環境教育・環境学習の<br>推進  | ㉕ 学校における環境教育の充実<br>㉖ 地域における環境学習機会の拡充  |
|  | (12)協働による環境活動の<br>推進  | ㉗ 環境に配慮した活動への支援<br>㉘ 協働による環境保全活動の充実と担い手の育<br>成・活用<br>㉙ 環境に関する情報共有と協働の場づくり               |

図2 施策の体系

【引用】第2次犬山市環境基本計画

## 2-2 機構

### (1)組織



(令和7年4月1日現在)

- \*1 任期 令和7年2月20日～令和9年2月19日
- \*2 うち会計年度任用職員2名
- \*3 会計年度任用職員9名・委託業者派遣3名
- \*4 うち会計年度任用職員2名

### (2)事務分掌

#### ごみ処理担当

- ・一般廃棄物の収集及び処理に関すること
- ・ごみ減量及びリサイクル推進に関すること
- ・廃棄物の不法投棄に関すること
- ・屋外燃焼行為防止に関すること
- ・産業廃棄物保管の規制に関すること
- ・産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関すること
- ・し尿の収集に関すること
- ・浄化槽に関すること
- ・資源物回収施設の管理運営に関すること
- ・不用品再利用促進施設の管理運営に関すること
- ・今井切塞多目的広場の管理運営に関すること
- ・都市美化センターの管理運営に関すること
- ・一般廃棄物最終処分場の管理運営に関すること
- ・環境センターの管理運営に関すること

#### 愛北広域事務組合

- ・愛北広域事務組合に関すること

#### 尾張北部環境組合

- ・尾張北部環境組合に関すること

#### エコアップ担当

- ・省エネ、CO<sup>2</sup>削減等の地球温暖化対策に係る環境政策に関すること
- ・自然環境の保全に関すること
- ・自然公園法（昭和32年法律第161号）の許認可に関すること
- ・森林環境譲与税に関すること
- ・公害（騒音・振動）防止に関すること
- ・埋立てによる地下水汚染防止に関すること
- ・犬山里山学センターの管理運営に関すること

【参考】犬山市事務分掌規則

## 2-3 環境保全のあゆみ

### (1) 沿革

#### ■全般

| 年度(和暦) | 沿革  |
|--------|---|
| 昭和45年  | ○東海自然歩道 犬山地区整備  |
| 昭和45年  | ○入鹿池県立自然公園を自然公園区域に編入  |
| 昭和47年  | ○犬山市自然保護条例施行  |
| 昭和48年  | ○合瀬川の清流を取りもどす会設立 [令和5年度解散]  |
| 昭和48年  | ○尾張西部環境保全連絡協議会の発足   |
| 昭和49年  | ○三市二町公害対策協議会の発足 [令和7年度解散]   |
| 昭和53年  | ○農用地土壌汚染対策地域の指定   |
| 昭和58年  | ○犬山市都市美化センター使用開始  |
| 昭和60年  | ○木曽川（中流域）が名水百選（環境省）に選定  |
| 昭和61年  | ○家庭用生ごみ堆肥化容器設置費補助開始 [平成10年度終了]  |
| 昭和62年  | ○犬山市環境センター使用開始  |
| 平成2年   | ○家庭用焼却炉設置費補助開始 [平成9年度終了]  |
| 平成4年   | ○農用地土壌汚染対策地域の指定解除<br>○犬山市地域資源回収団体奨励金交付開始<br>○生ごみ堆肥器無償貸与事業開始 [平成8年度終了]   |
| 平成5年   | ○ごみ減量推進協力店認定制度開始 [平成8年度終了]  |
| 平成8年   | ○ごみ減量ボランティア（クリーンキーパー）町内設置開始   |
| 平成10年  | ○犬山市空き缶等ポイ捨て防止に関する条例施行<br>○犬山市産業廃棄物保管の規制に関する条例施行<br>○犬山市屋外燃焼行為防止条例施行<br>○犬山市飼い犬等のふん害の防止に関する条例施行<br>○犬山市エコアップリーダー養成講座（犬山市主催）開講<br>○クリーンタウン犬山推進事業開始 |
| 平成11年  | ○犬山市家庭用生ごみ処理機補助開始   |
| 平成12年  | ○犬山市環境保全審議会条例施行<br>○組織改編 環境部にエコアップ課新設   |
| 平成13年  | ○犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行<br>○犬山市埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例施行   |
| 平成14年  | ○環境で輝くまち犬山宣言（表外参照）<br>○犬山市環境基本条例施行※犬山市自然保護条例、犬山市環境保全審議会条例廃止<br>○犬山市環境保全基金設置<br>○第1次犬山市環境基本計画策定  |

| 年度(和暦) | 沿革   |
|--------|--|
| 平成15年  | ○不法投棄監視カメラ貸出開始   |
| 平成17年  | ○県営農村自然環境整備事業（農林水産省補助）により中島池ビオトープを整備<br>○組織改編 生活環境課、エコアップ課を統合し環境課設置  |
| 平成18年  | ○犬山里山学センター・環境保全ボランティアセンター開館<br>○犬山里山塾開講（犬山市エコアップリーダー養成講座から改称）  |
| 平成19年  | ○市民活動団体としてエコアップリーダーの会発足  |
| 平成20年  | ○八首滝が平成の名水百選に選定  |
| 平成21年  | ○犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定<br>○家庭系可燃ごみ指定袋制開始<br>○組織改編 環境課をごみ減量推進課、公園緑地課に分割   |
| 平成22年  | ○湿地サミット開催（八首湿地／犬山里山学センター）<br>○犬山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱施行〈住宅用太陽光発電システム〉<br>○ふれあいの森における森林整備活動に関する協定の締結  |
| 平成23年  | ○エコアップリーダー会の解散<br>○生ごみ堆肥化事業（段ボール箱・発酵資材配付）開始 [平成27年度終了]   |
| 平成25年  | ○犬山市都市緑化推進事業補助開始   |
| 平成26年  | ○第2次犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定  |
| 平成27年  | ○犬山市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行  |
| 平成28年  | ○犬山市住宅用蓄電池設置費補助金交付要綱施行〈住宅用蓄電池〉<br>○犬山市立北小学校①・犬山市体育館①・犬山市消防署南出張所② 太陽光発電設備及び蓄電池システム設置<br>①愛知県再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金<br>②防災拠点への再生可能エネルギー等導入推進事業補助金<br>○最終処分場跡地に多目的広場（犬山市今井切塞多目的広場）を整備・供用開始<br>○組織改編 ごみ減量推進課と公園緑地課を統合、環境課の設置 |
| 平成29年  | ○犬山国際観光センター（※）に太陽光発電設備及び蓄電池システム設置（愛知県再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金）<br>○ごみ分別アプリ（さんあーる）導入  |
| 平成30年  | ○犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱施行〈住宅用太陽光発電施設、定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用エネルギー管理システム、電気自動車等充給電設備〉<br>※犬山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱、犬山市住宅用蓄電池設置費補助金交付要綱廃止   |

| 年度(和暦) | 沿革  |
|--------|---|
| 平成30年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○犬山市資源物回収施設の設置及び管理に関する条例施行<br/>(わん丸エコステーション(都市美化センター敷地内)開設)</li> <li>○犬山市不用品再利用促進施設の設置及び管理に関する条例施行<br/>(わん丸リサイクル小屋(上坂町)開設)</li> <li>○犬山市剪定枝粉碎機貸出開始</li> </ul>  |
| 令和元年   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱改正<br/>(一体的導入を追加:太陽光発電+HEMS+蓄電池又は充給電設備)</li> <li>○森林環境譲与税基金の設置</li> <li>○犬山国際観光センター(※)LED照明導入及び空調機器取替<br/>(二酸化炭素排出抑制事業費補助金(環境省))</li> <li>○第3次犬山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定</li> </ul>   |
| 令和2年   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○犬山市空き地の雑草等の除去に関する条例施行</li> <li>○犬山市路上喫煙の禁止に関する条例施行<br/>(路上喫煙禁止指定区域:犬山駅東側、犬山駅西側)</li> <li>○第2次犬山市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)/環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく行動計画)策定</li> <li>○犬山市森林整備地域活動支援事業補助開始</li> <li>○ゼロカーボンシティ(2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ達成)表明</li> <li>○犬山市図書館LED照明導入・空調機器取替<br/>(二酸化炭素排出抑制事業費補助金(環境省))</li> </ul>   |
| 令和3年   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱改正<br/>(家庭用燃料電池システムを追加、住宅用太陽光発電施設(単独設置)の廃止)</li> <li>○フードドライブ開始</li> </ul>   |
| 令和4年   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○犬山市住宅省エネ改修支援補助金交付要綱施行(高性能建材、高効率給湯器)</li> <li>○犬山市次世代自動車導入補助金交付要綱施行(電気自動車、燃料電池自動車)</li> </ul>  |
| 令和6年   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○犬山市民健康館 他22施設LED照明導入(脱炭素化推進事業債)</li> <li>○ENEOS株式会社、株式会社吉川油脂、有限会社中川油脂商店と廃食用油の有効活用(SAF)にかかる連携協定締結</li> <li>○サントリーホールディングス株式会社と「サントリー 天然水の森 あいち犬山」の森づくりに関する協定締結</li> <li>○湿地サミット開催(南部公民館/犬山里山学センター)<br/>(環境保全促進助成事業助成金(一般財団法人自治総合センター))</li> <li>○第3次犬山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)改訂</li> <li>○株式会社マーケットエンタープライズとリユースプラットフォーム「おいくら」を利用した不用品のリユース(再使用)促進にかかる連携協定締結</li> <li>○城東中学校南側に多目的広場(塔野地ふれあい広場)を整備・供用開始</li> </ul> |

(※) 令和2年4月1日から「犬山市民交流センター」に改称

## 環境で輝くまち犬山宣言

高度な経済社会の発展は、私たちに豊かな生活をもたらした反面、地球規模の環境被害を引き起こし、今や全生物生存の基盤さえも脅かしかねなくなっています。

木曾川の清流と豊かな里山の緑、そして歴史に刻まれた先人の知恵。犬山が誇りとするこのかけがえのない環境は、時間と空間を超え、地球上のすべての生物に与えられたものであり、私たちは、これを次の世代に引き継いでいく責務を負っています。

私たちすべての犬山市民は、今こそお互いに手を取り合い、「環境を軸に結びあい、必要なことを共に実行していくパートナーシップ」を築きあげることが誓い、ここに「環境で輝くまち犬山」を宣言します。

【平成14年6月制定】

### ■ごみ収集

| 年度(和暦) | 沿革   |
|--------|--|
| 昭和35年  | ○可燃、不燃混合ごみ収集を開始(地域を限定し業者委託収集)  |
| 昭和40年  | ○可燃ごみ定期収集を市内全域に開始(週1回・業者委託収集・有料指定袋)  |
| 昭和46年  | ○可燃ごみ、不燃ごみの二分別収集を市内全域に開始<br>・可燃ごみ……週1回、業者委託収集、有料指定袋<br>・不燃ごみ……不定期、直営収集、不燃ごみ専用バケツ(318台)を配置し、クレーン付ダンプにより収集   |
| 昭和47年  | ○不燃ごみの定期収集を開始(週1回収集)   |
| 昭和52年  | ○粗大ごみの定期収集を開始(年2回・直営収集)  |
| 昭和53年  | ○不燃ごみの内、金属類(空き缶、ナベ等)、空きびんを資源物とし、分別モデル地区(5町)を設定し、定期収集を開始(年1回・直営収集・業者に売却)                                    |
| 昭和54年  | ○資源物モデル地区を21町内にする。   |
| 昭和55年  | ○資源物の分別定期収集を市内全域に12月より実施(月1回・直営収集)   |
| 昭和56年  | ○資源物・粗大ごみ収集を2業者に委託。<br>・可燃ごみ……週1回・業者委託収集・有料指定袋<br>・不燃ごみ……週1回・直営収集<br>・資源物……月1回・業者委託収集<br>・粗大ごみ……年2回・業者委託収集 |
| 昭和57年  | ○粗大ごみ収集を年3回にする。  |
| 昭和58年  | ○4月1日より可燃ごみ指定袋を廃止する。可燃ごみ収集を週2回にする。   |
| 昭和59年  | ○粗大ごみ収集を年4回にし、直営にする。   |
| 昭和60年  | ○資源物収集は週1回で空きびん類のみとし、金属類の分別収集は廃止する。<br>○有害ごみとして乾電池類の分別収集を開始する。   |

| 年度(和暦) | 沿革   |
|--------|--|
| 昭和60年  | <p>○粗大ごみ収集を年6回にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ……週2回 業者委託収集</li> <li>・不燃ごみ……週1回 直営収集</li> <li>・資源物……週1回 業者委託収集</li> <li>・有害ごみ……週1回 直営収集</li> <li>・粗大ごみ……年6回 直営収集</li> </ul> <p>○4月1日より、資源物の選別を犬山市心身障害者(児)父母の会に委託する。</p>              |
| 平成 4年  | ○粗大ごみ収集を委託にする。(年6回)  |
| 平成 7年  | ○不燃ごみ収集を一部委託にする。(楽田・城東地区)  |
| 平成 9年  | <p>○容器包装リサイクル法に伴う分別収集を開始</p> <p>○アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・飲料用紙パック……月2回、委託収集</p> <p>○可燃ごみを透明・半透明袋の使用とする。</p>   |
| 平成10年  | ○食品用白色トレイの分別収集を開始する。(月2回・委託収集)   |
| 平成11年  | <p>○17分別収集を開始</p> <p>○収集方法の変更：当日容器ごと収集……月2回・委託収集</p> <p>不燃ごみ：常設のダストバケットへの排出方法を廃止、指定日に容器ごと収集。</p> <p>空きびん：無色・茶色・その他の3色分別</p> <p>常設を廃止、指定日に容器ごと収集。</p> <p>有害ごみ：蛍光管を新たに追加。常設を廃止、指定日に容器ごと収集。</p> <p>○新規収集：新聞・雑誌・段ボール・布類の分別収集を開始……年12回・委託収集(城東・池野地区は直営収集)</p> |
| 平成12年  | <p>○食品用色・柄付きトレイの分別収集を開始(月2回・委託収集)</p> <p>○18分別収集を開始</p>  |
| 平成13年  | ○粗大ごみ有料戸別収集を開始(月2回・委託収集)   |
| 平成14年  | <p>○プラスチック製容器包装、発泡スチロール製緩衝材類の分別収集を開始(月2回・委託収集)</p> <p>○20分別収集を開始</p>   |
| 平成15年  | <p>○プラスチック製容器包装の収集を月4回にする。</p> <p>○食品用白色トレイ、色・柄付きトレイ、発泡スチロール製緩衝材類の収集を全26カ所中15カ所について月3回にする。</p> <p>○スプリングマットレスを粗大ごみとして収集開始</p>  |
| 平成16年  | <p>○危険ごみとしてスプレー缶類の分別収集を開始</p> <p>○21分別収集を開始</p>  |
| 平成17年  | <p>○食品用トレイ(白色・色柄付き)及び発泡スチロール製緩衝材類を、プラスチック製容器包装として町内の集積場にて収集を開始(月4回)</p> <p>○18分別収集を開始</p>  |

| 年度(和暦) | 沿革  |
|--------|---|
| 平成21年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○プラスチック製容器包装の毎週収集を開始</li> <li>○家庭系可燃ごみ指定袋制を開始</li> <li>○携帯電話を市内5カ所にて収集を開始</li> </ul>                                   |
| 平成22年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○不燃ごみ・空きびん(無色、茶色、その他)・スプレー缶・乾電池・蛍光管の収集容器設置業務の委託を開始</li> </ul>  |
| 平成26年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○小型家電の9品目を市内8カ所にて収集を開始</li> <li>○可燃ごみの午前中収集を開始</li> <li>○わん丸エコステーションでのパソコン収集を開始</li> <li>○携帯電話を市内8カ所にて収集を開始</li> </ul> |
| 平成30年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○羽毛ふとんを市内7カ所にて収集を開始</li> </ul>   |
| 平成31年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○スプレー缶の穴あけを不要とする。</li> </ul>   |

## (2)令和6年度の行政の主な取組み

## ア) 事業

| 日程 | 事業名称など                                       | 場所        |
|----|--|-----------|
| 4月 | 1日 常設展示（自然環境等をテーマ）～3月末まで                     | 里山学センター   |
|    | 1日 企画展示「ギフチョウ」～4月末まで                         | 里山学センター   |
|    | 13日 春のふれあい自然観察会                              | 東大犬山研究林   |
|    | 26日 環境学習授業（城東小学校）                            | 中島池       |
|    | 28日 里山ウォッチング（第1回）                            | 里山学センター周辺 |
| 5月 | 1日 企画展示「昆虫の王者 カブトムシとクワガタムシ」～10月末まで           | 里山学センター   |
|    | 11日 里山学センターボランティアスタッフ養成講座（第1回）               | 犬山ふれあいの森  |
|    | 17日 環境学習授業（城東小学校）                            | 田口洞川 他    |
|    | 18日 市制70周年事業 いぬやま環境フェア2024                   | 里山学センター   |
|    | 18日 緑のカーテン講座                                 | 里山学センター   |
|    | 21日 里山ウォッチング（第2回）                            | 里山学センター周辺 |
| 6月 | 3日 フードドライブ～23日まで                             | 市役所環境課 他  |
|    | 5日 犬山市内主要河川等水質調査                             | 合瀬川 他     |
|    | 20日 環境学習授業（羽黒小）                              | 五条川       |
|    | 21日 市民総合大学環境学部「“地球温暖化” 最近の気象と私たちにできること」（第1回） | 市民交流センター  |
|    | 24日 環境審議会                                    | 市役所本庁舎    |
|    | 29日 里山学センターボランティアスタッフ養成講座（第2回）               | 犬山水生生物園   |
| 7月 | 1日 企画展示「青塚古墳周辺の生き物」～3月末まで                    | 里山学センター   |
|    | 3日 環境学習授業（池野小）                               | 池野小学校     |
|    | 18日 夏休み自由研究相談～20日まで                          | 里山学センター   |
|    | 18日 夏休み環境学習講座「端材でフォトフレーム工作」                  | 里山学センター   |
| 8月 | 3日 里山学センターボランティアスタッフ養成講座（第3回）                | 里山学センター   |
|    | 7日 夏休み環境学習講座「チョウの鱗粉転写」「呼び笛を作ろう」              | 里山学センター   |
|    | 8日 夏休み自由研究相談～10日まで                           | 里山学センター   |
|    | 27日 環境講座「リサイクル探検隊」                           | 石塚硝子(株) 他 |

| 日程  |     | 事業名称など                                       | 場所        |
|-----|-----|--|-----------|
| 9月  | 7日  | 里山学センターボランティアスタッフ養成講座（第4回）                   | 里山学センター   |
|     | 10日 | 犬山市内主要河川等水質調査                                | 郷瀬川 他     |
|     | 22日 | 市民講座「趣味ときどき木こり」（第1回）                         | 里山学センター   |
|     | 29日 | 里山ウォッチング（第3回）                                | 里山学センター周辺 |
| 10月 | 1日  | 企画展示「犬山市の湿地や保全活動」 ～3月末まで                     | 里山学センター   |
|     | 1日  | フードドライブ ～25日まで                               | 市役所環境課 他  |
|     | 8日  | 学生受入れ（名古屋経済大学）                               | 里山学センター   |
|     | 13日 | 市民講座「趣味ときどき木こり」（第2回）                         | 犬山ふれあいの森  |
|     | 15日 | 学生受入れ（名古屋経済大学）                               | 里山学センター   |
|     | 22日 | 学生受入れ（名古屋経済大学）                               | 里山学センター   |
|     | 22日 | 市民講座「趣味ときどき木こり」（第3回）                         | 犬山ふれあいの森  |
|     | 27日 | 里山ウォッチング（第4回）                                | 里山学センター周辺 |
|     | 29日 | 学生受入れ（名古屋経済大学）                               | 里山学センター   |
|     | 31日 | 環境学習授業（今井小学校）                                | 犬山ふれあいの森  |
| 11月 | 9日  | 里山学センターボランティアスタッフ養成講座（第5回）                   | 里山学センター   |
|     | 20日 | 環境学習授業（池野小学校）                                | 池野小学校     |
|     | 23日 | 市民総合大学環境学部「“地球温暖化” 最近の気象と私たちに<br>できること」（第2回） | 市民交流センター  |
|     | 24日 | 里山ウォッチング（第5回）                                | 里山学センター周辺 |
|     | 24日 | 秋のふれあい自然観察会                                  | 東大犬山研究林   |
|     | 24日 | 市民講座「趣味ときどき木こり」（第4回）                         | 犬山ふれあいの森  |
|     | 29日 | 環境学習授業（城東小学校）                                | 城東小学校     |
| 12月 | 4日  | 犬山市内主要河川等水質調査                                | 半ノ木川 他    |
|     | 21日 | 市民総合大学環境学部「“地球温暖化” 最近の気象と私たちに<br>できること」（第3回） | 市民交流センター  |
| 1月  | 1日  | 企画展示「草原のライオン カマキリ」 ～3月末まで                    | 里山学センター   |
|     | 23日 | 河川等底質分析調査                                    | 巾下川 他     |
|     | 31日 | 環境学習授業（城東小学校）                                | 城東小学校     |
| 2月  | 3日  | フードドライブ ～22日まで                               | 市役所環境課 他  |

| 日程 |     | 事業名称など        | 場所     |
|----|-----|---------------|--------|
| 2月 | 5日  | 犬山市内主要河川等水質調査 | 新郷瀬川 他 |
|    | 20日 | 第2回環境審議会      | 市役所本庁舎 |

イ) 広報活動

① 市広報掲載

| 掲載号 | 種別  | 記事のタイトル                    |
|-----|-----|----------------------------|
| 4月号 | 催し  | 里山学センターボランティアスタッフ養成講座（全5回） |
|     | 生活  | 都市緑化推進事業補助金                |
|     | 生活  | 森林整備地域活動支援事業補助金            |
|     | 生活  | 大型連休中におけるし尿汲み取りの休業         |
|     | 生活  | 大型連休中のごみ・資源物・粗大ごみの収集は通常どおり |
|     | 生活  | 合併処理浄化槽（家庭用浄化槽）設置の補助       |
|     | 生活  | 臨時エコステーション・わん丸リサイクル小屋      |
| 5月号 | 催し  | 市制70周年事業 いぬやま環境フェア2024     |
|     | 生活  | し尿汲取券の料金改定                 |
|     | 生活  | 臨時エコステーション                 |
| 6月号 | 生活  | 食品ロス削減のためフードドライブに協力を       |
|     | 生活  | 臨時エコステーション（資源物の回収拠点）       |
| 7月号 | 子育て | 犬山里山学センター夏休みの行事            |
|     | 生活  | 臨時エコステーション（資源物の回収拠点）       |
| 8月号 | 子育て | リサイクル探検隊                   |
|     | 生活  | 台風など荒天時のごみ収集               |
|     | 生活  | し尿汲み取り休業                   |
|     | 生活  | 身近な特定外来生物                  |
|     | 生活  | 臨時エコステーション（資源物の回収拠点）       |
| 9月号 | 催し  | 趣味ときどき木こり 美しい森づくり体験（全3回）   |
|     | 催し  | 野遊び（全6回）                   |
|     | 生活  | し尿汲取券の料金改定                 |

| 掲載号  | 種別 | 記事のタイトル                |
|------|----|------------------------|
| 9月号  | 生活 | 臨時エコステーション（資源物の回収拠点）   |
| 10月号 | 催し | 里山学センター企画展             |
|      | 催し | 東京大学犬山研究林 秋のふれあい自然観察会  |
|      | 催し | さくら育成ボランティア養成講座        |
|      | 生活 | 地球温暖化対策補助金             |
|      | 生活 | 食品ロス削減のためフードドライブに協力を   |
|      | 生活 | クリーン排水推進月間および浄化槽強調月間   |
|      | 生活 | 臨時エコステーション・リサイクル品販売    |
| 11月号 | 募集 | ごみの分別と出し方に掲載する広告       |
|      | 生活 | 臨時エコステーション（資源物の回収拠点）   |
| 12月号 | 生活 | 年末年始のごみ収集・し尿汲み取り       |
|      | 生活 | 臨時エコステーション（資源物の回収拠点）   |
| 1月号  | 生活 | パブリックコメント（一般廃棄物処理基本計画） |
|      | 生活 | 臨時エコステーション（資源物の回収拠点）   |
| 2月号  | 募集 | 市指定ごみ袋に掲載する広告          |
|      | 生活 | 臨時エコステーション（資源物の回収拠点）   |
| 3月号  | 催し | 東京大学犬山研究林 春のふれあい自然観察会  |
|      | 催し | 令和7年度 里山学センターの講座       |
|      | 生活 | 令和7年度地球温暖化対策補助金        |
|      | 生活 | ごみ分別に関するお知らせ           |
|      | 生活 | 臨時エコステーション（資源物の回収拠点）   |
|      | 生活 | 塔野地ふれあい広場              |

## ② 市作成チラシ・冊子など

| 月  | 種別   | 内容               | 主な配布先・掲載先 |
|----|------|------------------|-----------|
| 随時 | チラシ  | ごみ集積場用分別等注意喚起チラシ | 町内会       |
| 4月 | 冊子   | 犬山のごみのはなし        | 市内小学4年生   |
| 3月 | ポスター | ごみの分別と出し方        | 市民        |
|    | 冊子   | 犬山市ごみ分別なんでも百科    | 市民        |

ウ) その他環境活動（庁内・附属機関・他自治体などで構成する協議会の会議などや陳情など）

※以下の内容は除きます

- ・希望して参加した会議や研修会など
- ・各種検査・調査業務やその立会い（各種調査日は、資料編でご確認ください）
- ・苦情対応などを除きます。

| 日程  |                  | 内容                      | 特記         |
|-----|------------------|-------------------------|------------|
| 4月  | 5日               | 愛北広域事務組合 担当部課長会         |            |
|     | 24日              | 尾張北部環境組合 担当部課長会議        |            |
|     | 24日              | 愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会 総会    | オンライン開催    |
| 5月  | 13日              | 尾張西部環境保全連絡協議会 総会・第1回協議会 | 書面開催       |
|     | 17日              | 愛北広域事務組合 担当部課長会         |            |
|     | 20日              | 尾張部清掃工場連絡会議             |            |
|     | 21日              | 愛北広域事務組合 公害防止委員会        | 愛北クリーンセンター |
|     | 22日              | 尾張北部環境組合 公害防止準備委員会      |            |
|     | 23日              | 尾張北部環境組合 担当部課長会議        |            |
|     | 29日              | 愛北広域事務組合 理事者会           | オンライン開催    |
|     | 30日              | 愛北広域事務組合 公害防止委員会        | 尾張北部聖苑     |
| 6月  | 4日               | 岐阜基地周辺市町村連絡協議会 幹事会      |            |
|     | 4日               | 三市二町公害対策連絡協議会 総会        | 書面開催       |
|     | 5日               | 尾張西部環境保全連絡協議会 主要河川水質調査  |            |
|     | 24日              | 環境審議会                   |            |
| 7月  | 1日               | 愛北広域事務組合 議会代表者会・臨時会     |            |
|     | 2日               | 尾張北部環境組合 担当部課長会議        |            |
|     | 3日               | 岐阜基地周辺市町村連絡協議会 総会       | 書面開催       |
|     | 5日               | 尾張北部環境組合 理事者会議          |            |
|     | 8日               | 愛北広域事務組合 公害防止委員会        | 尾張北部聖苑     |
|     | 12日              | 尾張北部環境組合 議員代表者会議        |            |
|     | 17日              | 尾張北部環境組合 議員全員協議会        |            |
|     | 23日              | 尾張北部環境組合 臨時会            |            |
| 31日 | 東海自然歩道愛知協議会 通常総会 | 書面開催                    |            |
| 8月  | 5日               | 愛北広域事務組合 議会勉強会          |            |

| 日程  |     | 内容                      | 特記         |
|-----|-----|-------------------------|------------|
| 8月  | 20日 | 尾張西部環境保全連絡協議会 第2回協議会    |            |
|     | 22日 | 尾張北部環境組合 担当部課長会議        |            |
| 9月  | 11日 | 尾張部清掃工場連絡会議 視察研修        |            |
|     | 30日 | 愛北広域事務組合 担当部課長会議        |            |
| 10月 | 3日  | 尾張北部環境組合 担当部課長会議        |            |
|     | 7日  | 愛北広域事務組合 理事会            | オンライン開催    |
|     | 15日 | 尾張北部環境組合 理事会            |            |
|     | 22日 | 尾張北部環境組合 議員代表者会議        |            |
|     | 23日 | 愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会 第2回総会 | 書面開催       |
|     | 28日 | 愛北広域事務組合 議会代表者会・定例会     |            |
|     | 30日 | 尾張北部環境組合 定例会            |            |
|     | 31日 | 尾張北部環境組合 公害防止準備委員会視察    |            |
| 11月 | 12日 | 三市二町公害対策連絡協議会 第1回会議     |            |
|     | 18日 | 愛北広域事務組合 担当部課長会         |            |
|     | 22日 | 三市二町公害対策連絡協議会 第2回会議     | 書面開催       |
|     | 27日 | 愛北広域事務組合 理事会            | オンライン開催    |
|     | 27日 | 尾張部清掃工場連絡会議             |            |
| 12月 | 3日  | 東海自然歩道愛知協議会情報交換会        | オンライン開催    |
|     | 4日  | 尾張西部環境保全連絡協議会 主要河川水質調査  |            |
|     | 20日 | 岐阜基地周辺市町連絡協議会 担当者会議     | 書面開催       |
|     | 23日 | 愛北広域事務組合 議会代表者会・定例会     |            |
|     | 24日 | 尾張北部環境組合 担当部課長会議        |            |
| 1月  | 14日 | 愛北広域事務組合 公害防止委員会        | 尾張北部聖苑     |
|     | 17日 | 岐阜基地周辺市町連絡協議会 第2回幹事会    |            |
|     | 20日 | 愛北広域事務組合 公害防止委員会        | 愛北クリーンセンター |
|     | 21日 | 尾張北部環境組合 行政視察           |            |
|     | 23日 | 尾張北部環境組合 担当部課長会議        |            |
|     | 28日 | 尾張北部環境組合 理事会            |            |

| 日程 |     | 内容                                  | 特記                      |
|----|-----|-------------------------------------|-------------------------|
| 1月 | 30日 | 愛北広域事務組合 担当部課長会                     |                         |
|    | 30日 | 尾張西部環境保全連絡協議会 第3回協議会                | 書面開催                    |
| 2月 | 6日  | 愛北広域事務組合 理事者会                       | オンライン開催                 |
|    | 7日  | 岐阜基地周辺市町連絡協議会 陳情                    | 東海防衛支局、岐阜基地<br>訪問 他郵送実施 |
|    | 10日 | 尾張北部環境組合 議員代表者会議                    |                         |
|    | 12日 | 尾張東部環境保全連絡協議会・尾張西部環境保全連絡協議<br>会合同会議 |                         |
|    | 17日 | 尾張部清掃工場連絡会議                         |                         |
|    | 17日 | 尾張北部環境組合 定例会                        |                         |
|    | 20日 | 第2回環境審議会                            |                         |
|    | 21日 | 愛北広域事務組合 議会代表者会・定例会                 |                         |
| 3月 | 26日 | 尾張北部環境組合 担当部課長会議                    |                         |

【参考】協議会等の構成 (五十音順)

| 名称                | 犬山市以外の構成   | 備考 |
|-------------------|--|----|
| 愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会 | 県内47自治体  |    |
| 愛北広域事務組合          | 江南市、岩倉市、大口町、扶桑町  |    |
| 尾張西部環境保全連絡協議会     | 一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、<br>大口町、扶桑町  |    |
| 尾張都市清掃事業連絡会議      | 一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市<br>小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明<br>市、日進市、愛西市、北名古屋市、弥富市               |    |
| 尾張部清掃工場連絡会議       | 春日井市、一宮市、尾張東部衛生組合、稲<br>沢市、名古屋市、江南丹羽環境管理組合、<br>小牧岩倉衛生組合、尾三衛生組合、海部地<br>区環境事務組合 |    |
| 尾張北部環境組合公害防止準備委員会 | 江南市、大口町、扶桑町  |    |
| 尾張北部環境組合          | 江南市、大口町、扶桑町  |    |
| 岐阜基地周辺市町連絡協議会     | 江南市、大口町、扶桑町  |    |
| 三市二町公害対策連絡協議会     | 江南市、岩倉市、大口町、扶桑町  |    |

| 名称          | 犬山市以外の構成             | 備考 |
|-------------|----------------------|----|
| 東海自然歩道愛知協議会 | 瀬戸市、春日井市、豊田市、新城市、設楽町 |    |

【参考】犬山市環境審議会 ※令和7年2月20日審議会開催時点

| 氏名    | 所属                              | 選出区分 |
|-------|---------------------------------|------|
| 岡 覚   | 犬山市議会                           | 1    |
| 柴山 一生 | 犬山市議会                           | 1    |
| 加藤 浩一 | 犬山商工会議所                         | 2    |
| 加藤 浩二 | 愛北衛生同業組合                        | 2    |
| 千葉 隆  | 犬山市町会長会連合会                      | 2    |
| 村瀬 正成 | NPO法人犬山里山学研究所                   | 2    |
| 横山 雄介 | 犬山工場公園工業会                       | 2    |
| 清水 真  | 中部大学経営情報学部経営総合学科教授              | 3    |
| 杉山 範子 | 東海学園大学教育学部教授／名古屋大学大学院環境学研究科特任教授 | 3    |
| 露木 洋司 | 愛知県弁護士会                         | 3    |
| 本巢 芽美 | 名古屋大学大学院環境学研究科特任准教授             | 3    |
| 安村 直樹 | 東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所   | 3    |
| 小野 陽子 | 愛知県尾張県民事務所環境保全課                 | 4    |
| 谷口 彰  | 市民の代表者                          | 5    |
| 松浦 恵子 | 市民の代表者                          | 5    |
| 山岡 雅俊 | 市民の代表者                          | 5    |
| 長谷川 誠 | 犬山市小中学校校長会                      | 6    |

選出区分（引用：犬山市環境基本条例第27条第2項）

- (1) 市議会の議員
- (2) 市内の事業所や団体を代表する人
- (3) 学識経験を有する人
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民の代表者
- (6) その他市長が必要と認める人

### 第3章 環境施策の実施状況と環境の現状（第2次犬山市環境基本計画の進捗）

第2次犬山市環境基本計画では、目標とする環境像を実現するため、2030年度（令和12年度）の犬山市のイメージを5つの分野にわけ、それぞれの「基本目標」を示しています。

第3章では、その「基本目標」ごとに令和6年度における、2019年度を基準値とした数値目標の状況、市の取組実績及び関連環境データ（項目）を掲載します。

なお、関連環境データの数値は、環境白書（資料編）に掲載しています。

#### 基本目標1 里山の恵みを守り育てるまち ～自然共生社会の実現～

##### 個別目標(1) 里山の保全

###### 〔施策目標〕

| 項目                                    | 2019年<br>基準年度 | 2024年<br>(令和6年度) | 2030年<br>目標年度 |
|---------------------------------------|---------------|------------------|---------------|
| 里山等に生息・生育する動植物の<br>保全活動の参加者数（環境課関連事業） | 812名/年        | 747名/年           | 1,000名/年      |
| 森林保全のための整備活動への<br>参加者数（環境課関連事業）       | 334名/年        | 251名/年           | 400名/年        |
| 東海自然歩道利用者数<br>(入込調査 8日/年)             | 504名          | 299名             | 600名          |
| 有害鳥獣による被害農地面積                         | 37,300㎡       | 36,600㎡          | 26,700㎡       |

###### 〔目標達成に向けた取組〕

| 取組内容 |  | 主な具体的な取組み                       | 令和6年度<br>実績        | 令和7年度<br>方針・計画    |
|------|--|---------------------------------|--------------------|-------------------|
| 1-1  | 里山をはじめ、森林に生息・生育する動植物の保全を行います。                                    | 動植物の生息調査の実施                     | 9回                 | 7回                |
| 1-2  | 里山に触れ合う体験・学習等を実施することで自然に親しむ機会を増やします。                             | 昆虫教室・緑のカーテン等の環境学習講座の開催          | 15回                | 10回               |
| 1-3  | 森林環境譲与税を活用し、市民が行う森林保全のための整備活動を支援します。                             | 犬山市森林整備地域活動支援事業補助金の交付           | 0件                 | 実施                |
| 1-4  | 「飛騨木曾川国定公園」や「東海自然歩道」など、里山の魅力をイベントやホームページ等により市内外へ発信し、積極的にPRを行います。 | 情報発信（市ホームページへのリンク）              | 市ホームページ掲載          | 市ホームページ掲載         |
|      |  | 関連自治体と連携した誘客宣伝事業の実施             | 1回                 | 1回                |
| 1-5  | 農業従事者、土地所有者、市民と連携を図りながら、農地（水田）の保全や遊休農地の利活用を図ります。                 | 遊休農地の解消支援のため、荒廃農地等利活用促進事業補助金の交付 | 遊休農地解消面積<br>0.18ha | 遊休農地解消面積<br>1.1ha |

| 取組内容 |   | 主な具体的な取組み                                     | 令和6年度実績      | 令和7年度方針・計画   |
|------|---|---|--------------|--------------|
| 1-6  | 有害鳥獣による被害を防止するため、地域や関係機関と連携しながら、防除対策を推進します。   | 有害鳥獣による被害農地面積を減らすため、柵設置や有害鳥獣駆除の実施             | 駆除件数<br>433件 | 駆除件数<br>440件 |
| 1-7  | 河川やため池などで行う公共工事では、事前に生息・生育する生物及びその環境を調査するなど周囲の自然環境の現状を把握し、生物等に配慮するとともに必要な対策を講じた上で事業を行います。 | 自然環境の保全と再生のガイドライン（愛知県作成）に基づく指導・必要な対策を講じた事業の実施 | 該当工事<br>なし   | —            |
| 1-8  | 里山やため池等の自然資源を保全するとともに、犬山城等の歴史的・文化的遺産である歴史資源についても保存、活用し、両資源が調和したまちづくりを推進します。               | 建築物等の建築にあたり犬山市景観計画に基づく指導・助言の実施                | 27件          | 実施           |
|      |   | 犬山市歴史的風致維持向上計画に基づく文化財保存事業費補助金等の活用             | 2件           | 2件           |
|      |   | 市内河川での水生物調査実施                                 | 1回           | 1回           |

## 個別目標(2) 生物多様性の保全

### 〔施策目標〕

| 項目                                     | 2019年<br>基準年度 | 2024年<br>(令和6年度) | 2030年<br>目標年度 |
|--|---------------|------------------|---------------|
| 動植物の生息調査の実施回数<br>(環境課関連事業)             | 4回/年          | 4回/年             | 4回/年          |
| 里山等に生息・生育する動植物の保全<br>活動の参加者数 (環境課関連事業) | 812名/年        | 747名/年           | 1,000名/年      |
| 観察会等の参加者数 (環境課関連事業)                    | 124名/年        | 173名/年           | 150名/年        |
| 外来種駆除活動の実施回数<br>及び参加者数 (環境課関連事業)       | 1回/年<br>23名   | 29回/年<br>48名     | 3回/年<br>100名  |

### 〔目標達成に向けた取組〕

| 取組内容 |  | 主な具体的な取組み             | 令和6年度実績 | 令和7年度方針・計画 |
|------|--|-----------------------|---------|------------|
| 1-9  | 生物の多様性を保全するために、市内に生息・生育する希少な動植物をはじめとする動植物の生息・生育調査により実態を把握し、適切な保全措置を行うとともに、ビオトープの維持管理に努めます。 | 生物多様性の観点から希少植物調査事業を実施 | 1事業     | 1事業        |

| 取組内容 |   | 主な具体的な取組み                         | 令和6年度<br>実績 | 令和7年度<br>方針・計画 |
|------|---|-----------------------------------|-------------|----------------|
| 1-10 | 市民や地域、環境団体等の協力を得ながら、希少な動植物の生息・生育の保全を行います。                             | 希少植物（マメナシ）調査事業の実施                 | 1事業         | 1事業            |
| 1-11 | 生物多様性に大きな影響を与える開発行為などに対しては、環境保全対策を講じるように指導します。                        | 自然環境の保全と再生のガイドライン（愛知県作成）に基づく指導の実施 | 38回         | 実施             |
| 1-12 | 外来種に関する情報を発信し、外来種の侵入・拡散の防止について周知・啓発に努めるとともに、市民や活動団体と協働により防除活動に取り組みます。 | 外来種駆除活動（普及啓発）の実施                  | 29回         | 12回            |
| 1-13 | 里山環境や、貴重な自然・生物についての市民の理解を深めるため、自然観察イベントなどを開催します。                      | 東大演習林生態水文学研究所と連携した自然観察会の実施        | 2回          | 2回             |
| 1-14 | 生物多様性保全の重要性について情報発信を行い、市民、事業者の意識の向上と、自発的な保全活動への取り組みを促します。             | 国際生物多様性の日（5月21日）などの関連情報の周知        | 2回          | 2回             |

### 個別目標(3) 健全な水循環系の構築

#### 〔施策目標〕

| 項目                     | 2019年<br>基準年度 | 2024年<br>(令和6年度) | 2030年<br>目標年度 |
|------------------------|---------------|------------------|---------------|
| 河川BOD環境基準達成率（定点観測22地点） | 100%          | 100%             | 100%          |
| 公共下水道人口普及率             | 68.6%         | 72.0%            | 74.8%         |

#### 〔目標達成に向けた取組〕

|      | 取組内容  | 主な具体的な取組み  | 令和6年度<br>実績 | 令和7年度<br>方針・計画 |
|------|---|--|-------------|----------------|
| 1-15 | みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能などを有している水田などの農地や森林の保全を図ります。 | 優良農地や森林の保全のため、犬山市農業振興地域整備計画及び犬山市森林整備計画に基づく相談の受付・助言 | 16件         | 実施             |
|      |   | 犬山市森林整備地域活動支援事業補助金の交付                              | 0団体         | 実施             |

| 取組内容 |  | 主な具体的な取組み                                  | 令和6年度<br>実績                | 令和7年度<br>方針・計画             |
|------|--|--|----------------------------|----------------------------|
| 1-16 | 生活排水による汚濁負荷の軽減のための指導・PRを推進します。                   | 生活排水による汚濁負担軽減につながる浄化槽設置を推進する<br>情報提供       | 市ホーム<br>ページ<br>・<br>市広報掲載  | 市ホーム<br>ページ<br>・<br>市広報掲載  |
| 1-17 | 家庭でできる生活排水対策を支援するため、広報紙、ホームページ等を通じた情報提供の充実を図ります。 |  |                            |                            |
| 1-18 | 水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導します。        | 建築事前審査会等にて環境法令を踏まえた協議を行い環境への配慮を依頼・法令の遵守を指導 | 13回                        | 実施                         |
| 1-19 | 下水道施設の維持管理を実施し、安定した処理を行います。                      | 犬山市公共下水道事業計画に基づく施設の維持管理                    | 実施                         | 実施                         |
| 1-20 | 下水道整備区域では、下水道施設への接続を促進します。                       | 供用開始後3年経過した未接続世帯への訪問依頼（PR）の実施              | 500世帯                      | 500世帯                      |
| 1-21 | 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。                      | 犬山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付                     | 10件                        | 実施                         |
| 1-22 | イベント活動などを通じて、水資源や水循環への関心が高まるよう働きかけます。            | 身の回りの生活における水循環を解説する資料（「生活排水を考える」（愛知県）の配布   | 窓口配布<br>・<br>市ホーム<br>ページ掲載 | 窓口配布<br>・<br>市ホーム<br>ページ掲載 |

【関連環境データ】

| 項目              | 概要                      | 実施<br>集計 | 資料編<br>ページ |
|-----------------|-------------------------|----------|------------|
| 野生鳥類生息状況        | 市内にある東大演習林で確認された鳥類種類    | 県        | 1          |
| マメナシ生育調査        | 市内に生育するマメナシの生育状況        | 市        | 2          |
| し尿処理概要          | 市内の生活排水処理人口と浄化槽設置状況     | 市        | 5          |
| 合併処理浄化槽設置整備事業補助 | 単独処理浄化槽・汲み取りからの転換時の補助件数 | 市        | 5          |

**基本目標2** 限りある資源を有効に利用するまち ～循環型社会の実現～

個別目標(4) 3Rの推進

〔施策目標〕

| 項目            | 2019年<br>基準年度 | 2024年<br>(令和6年度) | 2030年<br>目標年度 |
|---------------|---------------|------------------|---------------|
| ごみアプリの閲覧数     | 82,003回/年     | 206,359回/年       | 126,000回/年    |
| 臨時エコステーション開設数 | 3回/月          | 3回/月             | 6回/月          |

〔目標達成に向けた取組〕

| 取組内容 |  | 主な具体的な取組み                                     | 令和6年度<br>実績  | 令和7年度<br>方針・計画 |
|------|--|---|--------------|----------------|
| 2-1  | 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rを推進します。                      | 小学生向け（4年生）ごみのはなし冊子を作製                         | 670冊         | 680冊           |
|      |  | わん丸リサイクル小屋でリサイクル品販売                           | 1回           | —              |
| 2-2  | レジ袋削減や過剰包装等についての啓発を行い、ごみの削減を推進します。                               | ごみ分別アプリでの「みんなで減らそうレジ袋チャレンジ(環境省)」の周知           | —            | —              |
| 2-3  | 生ごみの発生と排出量を減らすため、生ごみの水切りについての周知や、生ごみ処理機の普及に努めます。                 | 広報での関連記事（「生ごみ水切り排出のお願い」など）の掲載                 | 1回           | 1回             |
|      |  | 犬山市家庭用生ごみ処理機補助金の交付                            | 44基          | 実施             |
| 2-4  | 家庭や飲食店等に対し、ごみを出さない買い物の仕方や調理方法、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスの削減を推進します。    | ごみ分別アプリ「買い物前に食品の消費、賞味期限の確認を呼びかけ」の周知           | 36回<br>(月3回) | 36回<br>(月3回)   |
| 2-5  | 県や事業者と連携しながら、使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進を図ります。    | 広報での関連記事（「プラスチックの分別について」）の掲載<br>広報で周知         | 1回           | 実施             |
| 2-6  | ごみの分別方法や排出方法を、世代や国籍を問わず、すべての市民にわかりやすく周知するなど、資源とごみの分別徹底をさらに推進します。 | ・ごみ分別アプリでの周知<br>・ごみ収集日や、ごみの種類がわかるアプリやカレンダーを作成 | 実施           | 実施             |
| 2-7  | フードドライブやシェア活動等により食品ロスの削減を推進します。                                  | フードドライブの実施                                    | 3回           | 3回             |
| 2-8  | ごみ減量説明会や施設見学会を実施し、より多くの方が廃棄物の削減に対する理解を深める機会を提供します。               | 施設見学会、クリーンキーパー研修の実施                           | 6回           | 1回             |
| 2-9  | 安全で安定したごみ処理を行います。  | 都市美化センターの維持管理など                               | 実施           | 実施             |
| 2-10 | 分別品目、最適な収集区割や収集ルートなどの検討を行い、安定したごみ収集を行います。                        | 収集方法や収集ルートなど収集運搬方法の合理化について研究実施                | 実施           | 実施             |
| 2-11 | 高齢者世帯の増加や人口減少など今後の社会情勢を踏まえ、収集方法についての検討を継続的に行います。                 | 高齢者世帯の戸別収集等の研究                                | —            | —              |

| 取組内容 |   | 主な具体的な取組み          | 令和6年度実績 | 令和7年度方針・計画 |
|------|---|--------------------|---------|------------|
| 2-12 | 新ごみ処理施設の建設に向け、2市2町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）で構成する尾張北部環境組合が事業推進に取り組みます。 | 令和10年度供用開始に向け事業を推進 | 実施      | 実施         |

【関連環境データ】

| 項目          | 概要                 | 実施集計 | 資料編ページ |
|-------------|--------------------|------|--------|
| ごみ収集量       | ごみ（可燃・不燃）の収集量      | 市    | 6      |
| 資源物収集量      | 資源物（15分類）の収集量      | 市    | 6      |
| 家庭用生ごみ処理機補助 | 生ごみ処理機の購入補助実績      | 市    | 7      |
| フードドライブ     | フードドライブによる食品ロスの削減量 | 市    | 7      |

**基本目標3** 安心して快適に暮らせるまち ～安全・安心社会の実現～

個別目標(5) 安全・安心な生活環境の保全

〔施策目標〕

| 項目                               | 2019年<br>基準年度 | 2024年<br>(令和6年度) | 2030年<br>目標年度 |
|----------------------------------|---------------|------------------|---------------|
| 自動車騒音基準達成率                       | 97.3%         | 97.8%            | 99.8%         |
| クリーンタウン犬山推進事業参加団体数               | 230 団体        | 263 団体           | 360 団体        |
| 集積場等への監視カメラ設置台数（総数）              | 89 台          | 78 台             | 350 台         |
| 緑化に関するイベント・講座等の参加人数<br>(環境課関連事業) | 229 名/年       | 202 名/年          | 280 名/年       |
| 桜の拠点数（累積）                        | 0 箇所          | 0 箇所             | 2 箇所          |

〔目標達成に向けた取組〕

| 取組内容 |   | 主な具体的な取組み                                  | 令和6年度実績 | 令和7年度方針・計画 |
|------|---|--|---------|------------|
| 3-1  | 公害の発生を未然に防止するため、工場等の設置に際しては、関係法令を踏まえた事前協議を行います。 | 建築事前審査会等にて環境法令を踏まえた協議を行い環境への配慮を依頼・法令の遵守を指導 | 13回     | 実施         |

| 取組内容 |  | 主な具体的な取組み                             | 令和6年度実績      | 令和7年度方針・計画 |
|------|--|---------------------------------------|--------------|------------|
| 3-2  | 生活環境を保全するため、工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導を行います。  | 愛知県などと連携しながら、環境法令に基づく指導の実施            | 5件           | 実施         |
| 3-3  | 生活騒音など暮らしの中から生じる公害の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を実施します。   | 生活騒音に対する市民理解に関する情報の提供                 | 市ホームページ掲載    | 市ホームページ掲載  |
| 3-4  | 自動車による騒音を把握するために、騒音測定を行います。  | 自動車騒音常時監視調査の実施                        | 1回           | 1回         |
| 3-5  | 事業者に対して、適切な廃棄物処理を行うよう指導します。  | 廃棄物処理法に基づく適正指導の実施                     | 1回           | 1回         |
| 3-6  | 水質、騒音などの測定を行い、測定結果を公表します。  | 環境白書による公表                             | 1回           | 1回         |
| 3-7  | 犬山市空き缶等ポイ捨て防止に関する条例に基づき、ごみのポイ捨てに対する周知・啓発を実施するとともに、自主的なまちの美化活動、ごみの散乱防止を推進します。                       | クリーンタウン犬山事業(ボランティア袋の支給、収集ゴミの回収)の実施・展開 | 263件         | 実施         |
| 3-8  | 自らのごみは自らが処理するという意識啓発のため、ごみの持ち帰りについて積極的にPRします。  | 観光客向けにごみの発生抑制・ごみの持ち帰りなどを促す啓発チラシの配布    | 2回           | 2回         |
| 3-9  | 犬山市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、禁止区域での喫煙者を指導します。  | 路上喫煙禁止区域での喫煙者の指導                      | 指導実績無        | —          |
| 3-10 | 不法投棄の防止策として、集積場への監視カメラの設置やパトロールの強化、道路等の不法投棄されやすい場所への警告看板の設置など、県や警察とも協力関係を強化して、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。 | ①監視カメラの設置<br>②不法投棄パトロールの実施            | ①79台<br>②週5回 | 実施         |
|      |  | 道路・河川で不法投棄されやすい場所での草刈・清掃の実施や啓発看板の設置   | 4基           | 実施         |
| 3-11 | 犬山市空き地の雑草等の除去に関する条例に基づき、土地所有者に対し、空き地の適正管理を指導します。   | 条例に基づく管理不適正地への助言、指導等の実施               | 26件          | 実施         |

| 取組内容 |  | 主な具体的な取組み  | 令和6年度<br>実績   | 令和7年度<br>方針・計画 |
|------|--|--|---------------|----------------|
| 3-12 | 公園やちびっこ広場などの日常管理を地元町内会や市民ボランティアと協働して行い、住民の公園に対する愛着を高めま<br>す。                         | 公園やちびっこ広場などの日常<br>管理の円滑化および施設への愛<br>着や環境美化意識の高揚を図る<br>ため、地元町内会等との委託契<br>約の締結 | 133箇所<br>76団体 | 133箇所<br>76団体  |
| 3-13 | あいち森と緑づくり補助事業による生け<br>垣や壁面・屋上緑化など、民有地の緑化<br>を広報紙などでPRし、景観に配慮した<br>緑化の推進に努めます。        | あいち森と緑づくり補助事業に<br>関する情報提供の実施   | 2回            | 2回             |
| 3-14 | 新規の住宅団地や工業団地の整備にあた<br>っては、地区計画制度や緑地協定などを<br>活用し、緑化の推進を図ります。                          | 建築事前審査会等にて環境法令<br>を踏まえた協議を行い環境への<br>配慮を依頼・法令の遵守を指導                           | 13回           | 実施             |
|      |  | 緑化推進施策に関する緑の基本<br>計画の令和4年度の策定にむけ<br>た調査や基本的な方針の検討の<br>実施                     | 策定済           | 策定済            |
| 3-15 | 市内の道路や公園等の桜について、安全<br>を最優先に、景観に配慮した維持管理を<br>行います。また、診断等による点検を行<br>い、必要に応じて剪定等を実施します。 | 市内の道路や公園等の桜につい<br>て、診断等による点検・必要に<br>応じた剪定等の実施                                | 1回            | 1回             |
| 3-16 | 市民の憩いの場となるよう桜の拠点整備<br>を推進します。  | 市内での桜の拠点整備方針の検<br>討  | —             | —              |
| 3-17 | 遊歩道を自然と触れ合う場としてPRを<br>し、市民の健康に繋がります。   | ①東海自然歩道の紹介<br>②自然散策を主目的とするウォ<br>ーキング事業実施                                     | ①2回<br>②5回    | ①2回<br>②5回     |
|      |  | ウォーキング事業「ちょこつと<br>歩こういぬやま」での遊歩道の<br>コースの紹介                                   | 6回            | 5回             |

個別目標(6) 気候変動適応策の推進  
〔施策目標〕

| 項目                    | 2019年<br>基準年度 | 2024年<br>(令和6年度) | 2030年<br>目標年度 |
|-----------------------|---------------|------------------|---------------|
| 下水道事業による調整池の整備箇所数(累積) | 2箇所           | 2箇所              | 3箇所           |
| 熱中症に関する啓発活動の実施回数      | 6回/年          | 49回/年            | 10回/年         |

〔目標達成に向けた取組〕

| 取組内容 |  | 主な具体的な取組み  | 令和6年度実績    | 令和7年度方針・計画 |
|------|--|--|------------|------------|
| 3-18 | みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能などを有している水田などの農地や樹木の保全を推進します。   | 優良農地や森林の保全のため、犬山市農業振興地域整備計画及び犬山市森林整備計画に基づく相談の受付・助言 | 16回        | 実施         |
| 3-19 | 市街地における雨水貯留浸透施設及び調整池などの排水施設の整備や適切な管理を行うなど、雨水の流出抑制対策を推進し、防災や減災に対するレジリエンス（適応力・回復力）向上を図ります。 | 雨水の流出抑制対策として調整池などの排水施設の整備を実施                       | —          | —          |
|      |  | ①調整池排水ポンプの保守点検の実施<br>②調整池の除草・清掃の実施                 | ①2回<br>②1回 | ①2回<br>②1回 |
|      |  | 防災訓練等の実施によるハザードエリアに関する市民周知                         | 38回        | 22回        |
| 3-20 | 各種ハザードマップの周知に努め、市民の防災意識の高揚と避難行動への活用を図ります。  | 出前講座及び広報による市民周知                                    | 39回        | 22回        |
| 3-21 | 屋上緑化や緑のカーテンにより室内温度を下げるなど、緑を活用した熱中症対策の推進に努めます。  | 市民向け緑のカーテン講座の実施                                    | 1回         | 1回         |
|      |  | 市民健康館での緑のカーテン設置                                    | 1回         | 1回         |
| 3-22 | 熱中症の発生を抑制するため、市民や事業者に対し注意喚起を行います。  | 検診や集団接種の会場などでの熱中症予防の啓発                             | 35回        | 20回        |
|      |  | 要望に基づく応急手当講習での熱中症予防カリキュラムの開催                       | 実施         | 実施         |
| 3-23 | 感染症リスクに関する情報発信を行い、健康被害の発生抑制に努めます。  | 蚊媒感染症及びダニ媒介感染症の予防啓発や対策の推進を図るため、ポスター掲示              | 未実施        | 1回         |
| 3-24 | 気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力の強化など、気候変動適応に関する施策について検討し、推進します。                          | 出前講座による市民周知・啓発の実施                                  | 37回        | 21回        |
|      |  | 「地球温暖化」に関する市民周知の実施                                 | 0回         | —          |

【関連環境データ】

| 項目      | 概要                  | 実施集計 | 資料編ページ |
|---------|---------------------|------|--------|
| 苦情件数    | 環境課に寄せられた苦情の件数      | 市    | 8      |
| 苦情の発生源等 | 環境課に寄せられた苦情の発生源等の分類 | 市    | 8      |

【関連環境データ】

| 項目          | 概要                      | 実施集計 | 資料編ページ |
|-------------|-------------------------|------|--------|
| 騒音・振動規制届出件数 | 根拠となる法と愛知県条例に基づく届出件数    | 市    | 9      |
| 自動車騒音調査     | 市内主要路線での自動車騒音調査結果       | 市    | 9      |
| 空き地雑草等の苦情件数 | 環境課に寄せられた苦情の件数          | 市    | 10     |
| 河川等水質分析調査   | 一般河川の水質検査結果             | 市    | 11     |
| 河川等底質検査     | 河川等の底質検査結果              | 市    | 16     |
| 土壌汚染発生状況    | 土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況      | 県    | 18     |
| 不法投棄回収状況    | 通報やパトロールにより不法投棄の回収件数・重量 | 市    | 18     |
| 地域環境美化活動    | 「クリーンタウン犬山推進事業」の実績      | 市    | 19     |

**基本目標4** 地球環境に配慮した暮らしを实践するまち ～低炭素社会の実現～  
(犬山市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】)

個別目標(7) 省エネルギーの推進

〔施策目標〕

| 項目  | 2019年<br>基準年度                     | 2024年<br>(令和6年度)                  | 2030年<br>目標年度          |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------|
| 家庭部門における排出される温室効果ガス<br>(CO <sup>2</sup> ) 排出量 | (2013年)<br>109千t-CO <sup>2</sup>  | (2021年)<br>80千t-CO <sup>2</sup>   | 53千t-CO <sup>2</sup>   |
| 産業部門における排出される温室効果ガス<br>(CO <sup>2</sup> ) 排出量 | (2013年)<br>349千t-CO <sup>2</sup>  | (2021年)<br>264千t-CO <sup>2</sup>  | 280千t-CO <sup>2</sup>  |
| 市の事務事業から排出される温室効果ガス<br>(CO <sup>2</sup> ) 排出量 | (2013年)<br>7,376t-CO <sup>2</sup> | (2024年)<br>6,443t-CO <sup>2</sup> | 3,614t-CO <sup>2</sup> |
| 公共施設での緑のカーテン設置施設数                             | 26施設                              | 17施設                              | 35施設                   |

〔目標達成に向けた取組〕

| 取組内容 |  | 主な具体的な取組み                               | 令和6年度<br>実績 | 令和7年度<br>方針・計画 |
|------|--|---|-------------|----------------|
| 4-1  | 家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、COOL CHOICE運動への参加を呼びかけます。 | 幅広い世代や分野を対象としたCOOL CHOICE運動の普及啓発活動の実施   | 1回          | —              |
|      |  | 関係機関と連携し、事業者に対してCOOL CHOICE運動普及のための情報提供 | —           | —              |

| 取組内容 |  | 主な具体的な取組み                            | 令和6年度実績 | 令和7年度方針・計画 |
|------|--|--------------------------------------|---------|------------|
| 4-2  | 家庭や事業所の環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、市民や事業者に対して省エネルギー対策に関する情報を提供するとともに、環境イベントや環境学習講座を実施します。 | 市民や事業者向けの省エネルギーイベントや講座の開催            | 0回      | —          |
|      |  | 関係機関と連携し、事業者に対し省エネルギー対策に関する情報提供      | —       | 実施         |
| 4-3  | 県と連携して市内の公共施設や事業所をクールシェア・ウォームシェアスポットとして認定し、休息施設としての利用を促進します。                                     | クーリングシェルターの指定及び熱中症特別警戒情報発令時の開設       | 16施設    | 指定・開設      |
| 4-4  | 県と連携して、中小事業者向け省エネ診断の受診を促進します。  | 中小事業者向け省エネ相談（あいち省エネ相談）の情報提供          | 2回      | 実施         |
| 4-5  | 事業所における省エネルギー活動の促進のため、エコチューニングの実施を呼びかけます。  | エコチューニングに関する情報提供（セミナーの開催）            | 0回      | —          |
| 4-6  | 家庭や事業所におけるLED照明や高効率空調の設置・購入を促進します。   | 二酸化炭素排出削減をテーマとする関係セミナー（エコライフセミナー）の開催 | 0回      | —          |
| 4-7  | エコモビリティ・エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。  | エコモビリティ・エコドライブのPRと促進策の実施             | 34件     | 実施         |
| 4-8  | 事業所における環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。  | 関連情報提供の実施                            | 0回      | —          |
| 4-9  | 犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。   | 全職員での「運用改善による省エネの推進（具体的な運用改善施策）」の実践  | 実施      | 実施         |
| 4-10 | 公共施設においては、LED照明や高効率空調、省エネルギー型の設備の導入・更新を推進します。  | 公園照明灯をLED灯に交換                        | 完了      | 完了         |

個別目標(8) 再生可能エネルギーの利用促進  
〔施策目標〕

| 項目                                | 2019年<br>基準年度 | 2024年<br>(令和6年度) | 2030年<br>目標年度 |
|-----------------------------------|---------------|------------------|---------------|
| 犬山市住宅用地球温暖化対策設備<br>導入補助件数（一体的導入※） | 9件/年          | 17件/年            | 20件/年         |

| 項目                     | 2019年<br>基準年度 | 2024年<br>(令和6年度) | 2030年<br>目標年度 |
|------------------------|---------------|------------------|---------------|
| 公共施設での再生エネルギー導入施設数(累積) | 17施設          | 18施設             | 20施設          |

※一体的導入とは、太陽光発電設備と家庭用エネルギー管理システムに併せて、リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等  
 充電設備、断熱窓改修工事又は高性能外皮等一体的に導入すること

〔目標達成に向けた取組〕

| 取組内容 |   | 主な具体的な取組み                                | 令和6年度<br>実績   | 令和7年度<br>方針・計画 |
|------|---|--|---------------|----------------|
| 4-11 | 太陽光などの再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行うとともに、適切な導入によるエネルギーの地産地消を促進します。 | ①住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付<br>②住宅省エネ改修支援補助金交付 | ①78件<br>②276件 | 実施             |
| 4-12 | 公共施設における再生可能エネルギーの導入に努めます。                                  | —  | 1件            | —              |

個別目標(9) 低炭素型まちづくりの推進

〔施策目標〕

| 項目                                  | 2019年<br>基準年度 | 2024年<br>(令和6年度) | 2030年<br>目標年度 |
|-------------------------------------|---------------|------------------|---------------|
| 公用車における低公害車の台数                      | 4台            | 6台               | 13台           |
| コミュニティバスの年間利用者数                     | 121,876名      | 110,747名         | 120,000名      |
| LED等高効率機器が施設内の<br>50%以上導入されている公共施設数 | 15施設          | 39施設             | 130施設         |

〔目標達成に向けた取組〕

| 取組内容 |                            | 主な具体的な取組み                                | 令和6年度<br>実績   | 令和7年度<br>方針・計画 |
|------|----------------------------|--|---------------|----------------|
| 4-13 | 省エネルギーに配慮した建物・設備の普及を促進します。 | ①住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付<br>②住宅省エネ改修支援補助金交付 | ①78件<br>②276件 | 実施             |
|      |                            | 特定行政庁である愛知県と連携して、省エネ法などの情報提供(窓口チラシ配布)を実施 | 実施            | 実施             |

| 取組内容 |  | 主な具体的な取組み                                    | 令和6年度<br>実績 | 令和7年度<br>方針・計画 |
|------|--|--|-------------|----------------|
| 4-14 | 電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図ります。             | 市民対象の次世代自動車導入補助金の交付                          | 34件         | 実施             |
|      |  | 関係機関と連携し、事業者に対し次世代自動車普及のための情報提供              | —           | —              |
|      |  | 公用車として電気自動車の取得                               | —           | —              |
| 4-15 | コミュニティバスの利便性の向上を図ります。                        | 利用実績やアンケート調査などによるニーズ把握                       | 12回         | 12回            |
| 4-16 | 関係機関との協力により、歩行者や自転車が安全で通行しやすい道路の整備・維持管理をします。 | 民間開発事業者へバリアフリー法などの周知を実施（チラシ配布）               | 21件         | 実施             |
|      |  | 歩行者や自転車が安全で通行しやすい道路の整備                       | 該当事業無       | 実施             |
|      |  | 道路へのはみ出し防止や視距確保のため、路肩や道路植栽帯の除草および樹木剪定を定期的に行う | 2回          | 2回             |

【関連環境データ】

| 項目                          | 概要                                | 実施<br>集計 | 掲載<br>ページ |
|-----------------------------|-----------------------------------|----------|-----------|
| 住宅用地球温暖化対策設備導入費補助           | 個人住宅向けの蓄電池など設備導入費補助の件数            | 市        | 19        |
| 温室効果ガス（CO <sub>2</sub> ）排出量 | 市内全域での温室効果ガス（CO <sub>2</sub> ）排出量 | 市        | 20        |

**基本目標5** 協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち ～環境保全活動の拡大～

個別目標(10) 環境に配慮した行動の実践

〔施策目標〕

| 項目            | 2019年<br>基準年度 | 2024年<br>(令和6年度) | 2030年<br>目標年度 |
|---------------|---------------|------------------|---------------|
| 省エネ講座の実施回数    | 1回/年          | 0回/年             | 3回/年          |
| 環境学習講座等への参加人数 | 1,843名/年      | 1,453名/年         | 2,000名/年      |

〔目標達成に向けた取組〕

| 取組内容 |  | 主な具体的な取組み                             | 令和6年度<br>実績 | 令和7年度<br>方針・計画 |
|------|--|---------------------------------------|-------------|----------------|
| 5-1  | 家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、市民や事業者に対してCOOL CHOICE運動への参加を呼びかけます。                   | 幅広い世代や分野を対象としたCOOL CHOICE運動の普及啓発活動の実施 | 1回          | —              |
| 5-2  | 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rを推進します。  | 小学生向け（4年生）ごみのはなし冊子を作製                 | 670冊        | 680冊           |
|      |  | わん丸リサイクル小屋でリサイクル品販売                   | 1回          | —              |
| 5-3  | エコドライブの定着に向け、市民や事業者に対して普及・啓発活動を推進します。  | 次世代自動車導入補助金の交付                        | 34件         | 実施             |
| 5-4  | 家庭や事業所の環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー対策に関する情報の提供、環境イベントや環境学習講座の展開を図ります。 | 関連セミナー等の開催                            | 0回          | —              |
| 5-5  | 環境配慮型商品等の購入や、木材の利活用により環境に配慮します。  | 市役所消耗品でグリーン購入法適合品など環境配慮型商品等を購入        | 実施          | 実施             |

個別目標(11) 環境教育・環境学習の推進

〔施策目標〕

| 項目                     | 2019年<br>基準年度 | 2024年<br>(令和6年度) | 2030年<br>目標年度 |
|------------------------|---------------|------------------|---------------|
| 犬山里山学センターでの小中学校環境学習実施数 | 5校/年          | 8校/年             | 7校/年          |
| 環境学習講座等への参加人数          | 1,843名/年      | 1,453名/年         | 2,000名/年      |

〔目標達成に向けた取組〕

| 取組内容 |   | 主な具体的な取組み                                      | 令和6年度実績     | 令和7年度方針・計画  |
|------|---|--|-------------|-------------|
| 5-6  | 事業者や市民との連携により、児童生徒が農業等を体験できるプログラムの提供、地域の環境保全・再生活動への参加など、児童生徒から家庭へ、また地域へと活動の輪を広げていきます。     | 子ども向け省エネ教室の開催                                  | 0回          | —           |
|      |   | JA 愛知北等との連携により児童生徒が参加できる農業体験プログラムの提供           | 9回          | 7回          |
|      |   | 環境保全活動も含めた地域コミュニティ支援                           | 実施          | 実施          |
|      |   | 地域コミュニティや地域住民の支援を受けて小学校にて農業体験を実施               | 9校          | 7校          |
| 5-7  | 環境学習の教材や教育プログラムなどの整備、充実を図ります。   | 犬山里山学センターと特定非営利活動法人犬山里山学研究所による市内小中学校の環境学習講座の実施 | 4校          | 実施          |
| 5-8  | 自然観察会、緑地や河川などの保全活動、環境美化活動など、誰もが参加できる体験を通じた環境学習の機会について、多様な団体と関わり実施することで、参加者層や活動内容の拡充を図ります。 | NPO・民間事業者などと連携した環境関連事業の実施                      | 7団体         | 7団体         |
|      |   | 子ども自然教室の実施                                     | 1講座<br>計10回 | 1講座<br>計10回 |
|      |   | 環境保全活動も含めた市民活動団体の育成、支援                         | 実施          | 実施          |
| 5-9  | 市民や事業者の環境保全意識向上のため、環境学習の機会の充実を図ります。   | 二酸化炭素排出削減をテーマとする関係セミナーやイベントの開催                 | 1回          | 1回          |
| 5-10 | 市民が実施する環境学習活動に対して、講師の派遣等の人材支援を行います。   | 市民向けの出前講座用の講座設定                                | 0回          | 実施          |
|      |   | 地域資源バンクによる講師等の人材のマッチング支援（市ホームページ情報掲載）          | 実施          | 実施          |

個別目標(12) 協働による環境活動の推進  
〔施策目標〕

| 項目                   | 2019年<br>基準年度 | 2024年<br>(令和6年度) | 2030年<br>目標年度 |
|----------------------|---------------|------------------|---------------|
| 市民への指導・支援及び活動に携わった人数 | 603名/年        | 507名/年           | 700名/年        |

〔目標達成に向けた取組〕

| 取組内容 |   | 主な具体的な取組み                                   | 令和6年度<br>実績 | 令和7年度<br>方針・計画 |
|------|---|---|-------------|----------------|
| 5-11 | 市民や事業者に対し、自主的な活動を支援します。                                       | 犬山里山学センターにおける市民活動団体の相談窓口の設置・活動機会の提供         | 設置          | 設置             |
|      |   | 環境保全活動も含めた市民活動団体の育成、支援（活動助成金制度、相談・助言）       | 実施          | 実施             |
| 5-12 | 環境学習や環境保全活動の推進役となる担い手の育成し、その活用を図ります。                          | 環境分野における人材育成関係講座の開催                         | 6回          | 6回             |
| 5-13 | 子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できるイベントや講座を開催し、環境活動に興味を持ち、参加する層の拡大を図ります。 | 市民参加の市主催環境関係事業の開催                           | 30回         | 25回            |
|      |   | 市民大学（環境学部）の開講                               | 3回          | 2回             |
| 5-14 | 市民ボランティア、事業者などと連携し、市民協働による環境保全活動やイベントを実施します。                  | NPO・民間事業者などと連携した環境関連事業の実施                   | 7団体         | 7団体            |
|      |   | 活動助成金制度など市民活動支援                             | 実施          | 実施             |
| 5-15 | 環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。                      | 犬山里山学センターにおける市民活動団体の相談窓口の設置                 | 設置          | 設置             |
| 5-16 | 環境問題に関する情報を収集するとともに、情報の提供方法などの改善を図ります。                        | 市ホームページ（環境施策関係）への新規情報掲載・掲載情報の更新・ページ構成見直しの実施 | 実施          | 実施             |

【関連環境データ】

| 項目        | 概要                      | 実施<br>集計 | 資料編<br>ページ |
|-----------|-------------------------|----------|------------|
| 環境学習講座等   | 市主催又は里山学センターで開催の講座等開催実績 | 市        | 21         |
| 環境活動等協力団体 | 市主催の環境活動への賛同協力団体        | 市        | 21         |

犬山市環境基本条例 (平成14年3月29日条例第4号)

(環境基本計画)

第9条 市長は、前条の基本施策を総合的かつ計画的に進めるための環境基本計画をつくります。

2 前項の環境基本計画には、環境の保全等に関する将来の目標や施策の方針、その他の事項を定めます。

3 市長は、環境基本計画をつくるときは、あらかじめ第26条に定める犬山市環境審議会（以下「審議会」といいます。）の意見を聴くとともに、多くの市民や事業者が計画づくりにかかわることができるようにします。

4 市長は、環境基本計画をつくったときは、これを公表します。

5 環境基本計画を変更するときは、環境基本計画をつくるときと同様の方法で行います。

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の現状や環境の保全等に関して行った施策について、年次報告書により公表します。

第2次犬山市環境基本計画 (令和3年3月策定) (抜粋)

第6章 計画の進行管理

「犬山市環境白書」の公表

本市の環境の現状及び本計画に基づき講じた施策の実施状況をとりまとめた資料として、毎年度「犬山市環境白書」を作成し、広く市民のみなさまに公表します。

あわせて、本計画 (Plan) が、どのように実行 (Do) されたかを点検・評価 (Check) し、その結果をふまえて、今後の更なる推進・行動の実践に向けた見直し (Action) を行うための資料として活用します。

「犬山市環境白書」の位置づけ

